

「中京圏の新たな高速道路料金の具体案」について

中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社

国土交通省が発表した「中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（令和2年2月5日）に基づき、中日本高速道路株式会社及び名古屋高速道路公社において、名古屋第二環状自動車道（名古屋西JCT～飛島JCT間）の開通に合わせて導入する中京圏の新たな高速道路料金の具体案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見募集をします。

○中京圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

1. 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

名古屋高速道路の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入することとし、高速道路ネットワーク全体における公平性や、名古屋都心部における交通の定時性の確保等を考慮し、必要な料金を設定します。この際、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備について、名古屋高速道路公社が事業主体となることを前提とした上で、必要な財源確保にあたり、現行の料金水準を考慮すれば、当該整備に係る利用者の追加的な料金負担をできるだけ軽減する必要があることから、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長します。

併せて、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、現行の名高速ETCコーポレートカード割引については継続するとともに、ETC夜間割引については一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進するという割引の目的を踏まえ、中型車以上に限定した上で、継続します。また、車種区分については、5車種区分へ統一します。

中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）の路線の料金水準については、高速道路を賢く使うための前提となる東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近や東名三好付近における渋滞解消のためのネットワークの拡充に必要な財源確保の観点から、東海環状自動車道の内側について、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入します。その際、現在、均一料金となっている名古屋第二環状自動車道については、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、当面、上限料金などを設定します。なお、高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に合わせるにあたり、現在、地方部区間として平日朝夕割引及び休日割引が適用されているところ、料金水準の統一による負担増などを考慮して、東名高速道路、名神高速道路、東海環状自動車道等における平日朝夕割引及び休日割引、名古屋第二環状自動車道における平日朝夕割引について、当面継続します。

また、伊勢湾岸道路については、長大橋梁により、多額の建設費を要したこと、海に隔たれた港の間を短時間で横断できるという特別な便益を提供していることに加えて、債務の確実な償還の観点、今後のメンテナンスの費用の増大が見込まれることなどから、現行の料金水準を継続します。

この際、伊勢湾岸道路は、新東名高速道路・新名神高速道路と一体となって物流の重要なネットワークを構成していることから、物流支援の観点から、大口・多頻度割引を導入します。

2. 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

道路ネットワークを一体として捉え、名古屋都心部周辺の通過について、交通需要の偏在を防ぐとともに、都心部周辺の環境改善を図るため、東海環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。なお、政策目的に照らして、都心部周辺の通過が促進されないよう、都心部周辺経由の料金の方が東海環状自動車道経由の料金よりも高い場合、その料金は引き下げないこととします。更に、東海環状自動車道をより賢く使うため、ETC2.0搭載車を対象とした料金割引（料金の引下げ）を追加します。

また、名古屋第二環状自動車道についても、名古屋都心部の環境改善を図るため、その利用が料金の面において不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。ただし、東海環状自動車道と同様、政策目的に照らして、名古屋都心部通過が促進されないよう、都心部経由の料金の方が名古屋第二環状自動車道経由の料金よりも高い場合、その料金は引き下げないこととします。

また、名古屋都心部への流入交通の経路選択等に偏りが発生し、これにより特定の箇所に過度な交通集中を招いていること等を踏まえ、都心部への分散流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

3. 各路線の料金等

各路線の料金等については、下記の通りとします。

① 名古屋高速道路

料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とし、均一料金制から対距離制へと移行します。利用1回あたりの固定額（ターミナルチャージ）は250円（税抜）と設定します。具体には、ETC普通車の場合、290円～1,320円（税込）となります。

なお、新たな料金の導入に伴い、名古屋線・尾北線の料金圏は廃止します。

車種区分については、現行の2車種区分（普通車、大型車）から5車種区分（軽自動車等、普通車、中型車、大型車、特大車）へ変更します。

非ＥＴＣ車は、名古屋高速道路の入口から利用できる最大距離の料金を適用することを基本とします。

現在実施している割引について、名高速ＥＴＣコーポレートカード割引は継続、ＥＴＣ夜間割引は中型車以上に限定した上で、継続します。加えて、新たに都心環状線利用者の分散導入を図るため、都心環状割引を導入します。なお、ＥＴＣ端末特定区間割引、ＥＴＣ日曜・祝日割引及びＥＴＣマイレージサービスは終了します。

② 名古屋第二環状自動車道

料金水準は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とし、均一料金制から対距離料金制に移行します。なお、利用１回あたりの固定額（ターミナルチャージ）を他の高速道路とは別に設定します。ただし、利用距離に応じた上限料金（普通車：１，１００円（税込））及び下限料金（普通車：２６０円（税込））等を激変緩和措置として設定します。

非ＥＴＣ車は、名古屋第二環状自動車道の入口から利用できる最大距離の料金を適用します。

現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引については当面継続し、休日割引は終了します。

③ 東名高速道路・名神高速道路・中央自動車道・東海北陸自動車道・東名阪自動車道（東海環状自動車道より内側の区間）

現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に統一します。

現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引及び休日割引については、当面継続します。

④ 東海環状自動車道

現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に統一します。また、利用１回あたりの固定額（ターミナルチャージ）は、接続する他の高速道路と併せて１回として設定し、東海環状自動車道連続利用割引は終了します。

現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引及び休日割引については、当面継続します。

また、東海環状自動車道をより賢く使うため、東海環状自動車道の利用分については、ＥＴＣ２．０搭載車を対象とした料金割引（料金の引下げ）を導入します。

⑤ 伊勢湾岸自動車道（豊田東ＪＣＴ～東海ＪＣＴ、飛島ＪＣＴ～四日市ＪＣＴ）

現行の料金水準、平日朝夕割引及び休日割引を継続します。

⑥ 伊勢湾岸道路（東海ＪＣＴ～飛島ＪＣＴ）

現行の料金水準、平日朝夕割引及び休日割引を継続します。

なお、伊勢湾岸道路は、新東名高速道路・新名神高速道路と一体となって物流の重要

なネットワークを構成していることから、物流支援の観点から、ＥＴＣ２．０搭載車を対象とした料金割引（大口・多頻度割引）を導入します。

４．その他

（１） 戦略的な料金の導入など今後の取組

名古屋第二環状自動車道（名古屋西ＪＣＴ～飛島ＪＣＴ間）の開通に合わせた新たな料金体系の導入後、その交通に与える影響を検証し、対象となる路線や時間帯などを区切り、交通状況に応じた料金施策を導入することとします。

（２） ＥＴＣ２．０の普及促進

ＥＴＣ２．０の早期普及のため、本具体案に基づく施策をはじめ、ＥＴＣ２．０の普及促進を進める料金施策の導入を検討するとともに、関係機関とも調整の上、車載器の購入助成を実施します。

（３） 現金車対策

現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ＥＴＣ普及促進の取組など必要な対策を実施します。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣への申請等の手続きを実施します。

中京圏の新たな高速道路料金の具体案について

中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社

令和2年2月13日

(目次)

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要	3
中京圏内の料金水準の整理・統一	4
中京圏内の高速道路ネットワーク整備	6
中京圏の高速道路の車種区分の整理・統一	7
起終点を基本とした継ぎ目のない料金（「経路によらない同一料金」導入）	8
名古屋都心部への分散流入（「経路によらない同一料金」導入）	10
中京圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ	11

中京圏の新たな高速道路料金の具体案

名古屋高速道路の料金設定（案）	13
名古屋高速道路の割引について（案）	14
名古屋高速道路の料金について（案）	15
名古屋第二環状自動車道（名古屋南JCT～飛島JCT）の料金設定（案）	17
名古屋第二環状自動車道（名古屋南JCT～飛島JCT）の料金について（案）	18
東海環状自動車道内側の東名高速道路・名神高速道路・東名阪自動車道の料金について（案）	19
東海環状自動車道内側の中央自動車道・東海北陸自動車道・伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路の料金について（案）	20
東海環状自動車道の料金について（案）	21
都心部への分散流入の料金の具体事例	22
名古屋第二環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例	24
東海環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例	28
伊勢湾岸道路（東海JCT～飛島JCT）の割引について（大口・多頻度割引）（案）	31
（参考）戦略的な料金体系（イメージ）	32
（参考）現金車対策	33

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要

「中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」(R2.2.5 国土交通省)に基づき作成

中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要

料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、中京圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」に特段の対応が必要

具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保も考慮し、料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。
- 名古屋高速については、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備に必要な財源確保にあたり、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長する。

(2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

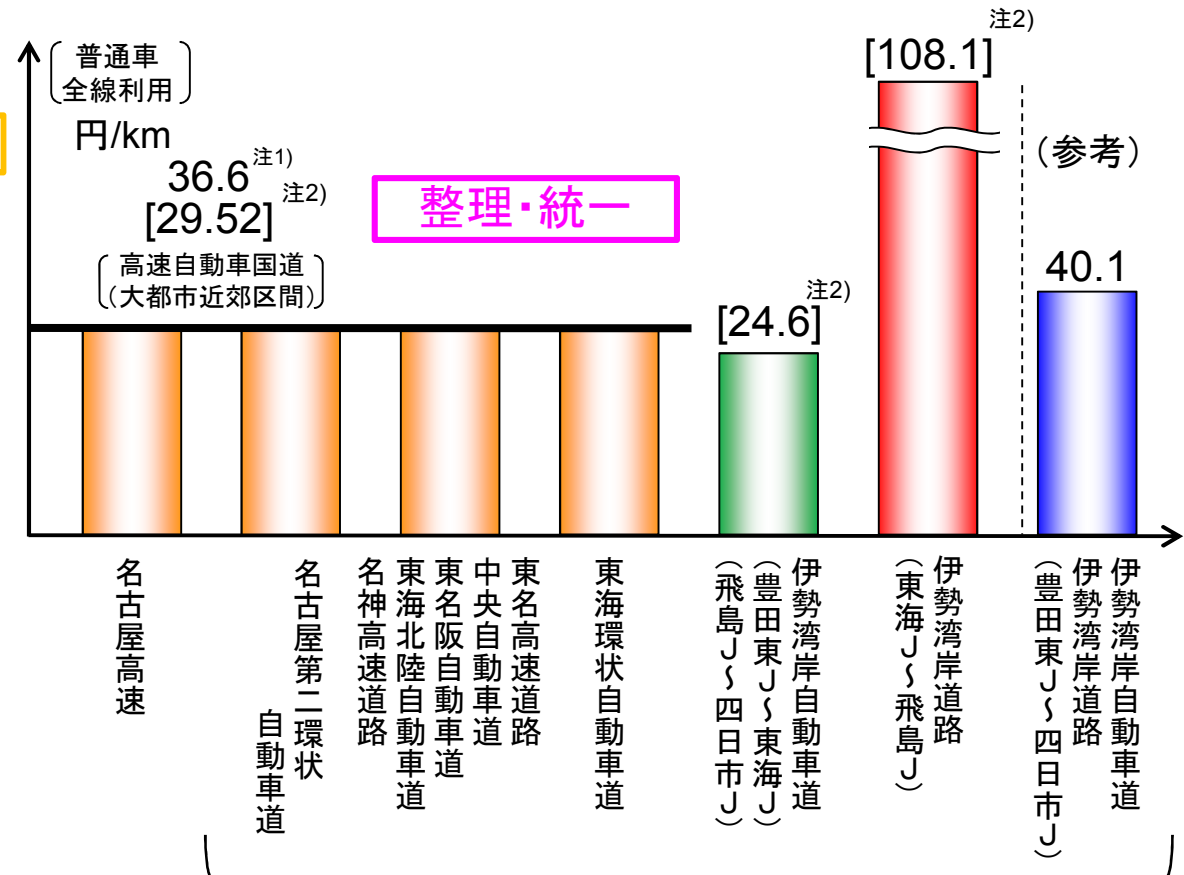
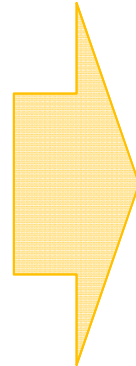
- 交通需要の偏在を防ぐとともに、都心部周辺環境改善を図るため、東海環状自動車道および名古屋第二環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。
- 都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

中京圏内の料金水準の整理・統一

均一料金区間

名古屋高速 (32.3km)	
<尾北線内	: 370円>
<名古屋線内	: 780円>
名古屋第二環状自動車道 (名古屋南J～飛島J) (54.5km)	
<30km未満:	510円>
<30km以上～45km未満:	620円>
<45km以上:	730円>

対距離化



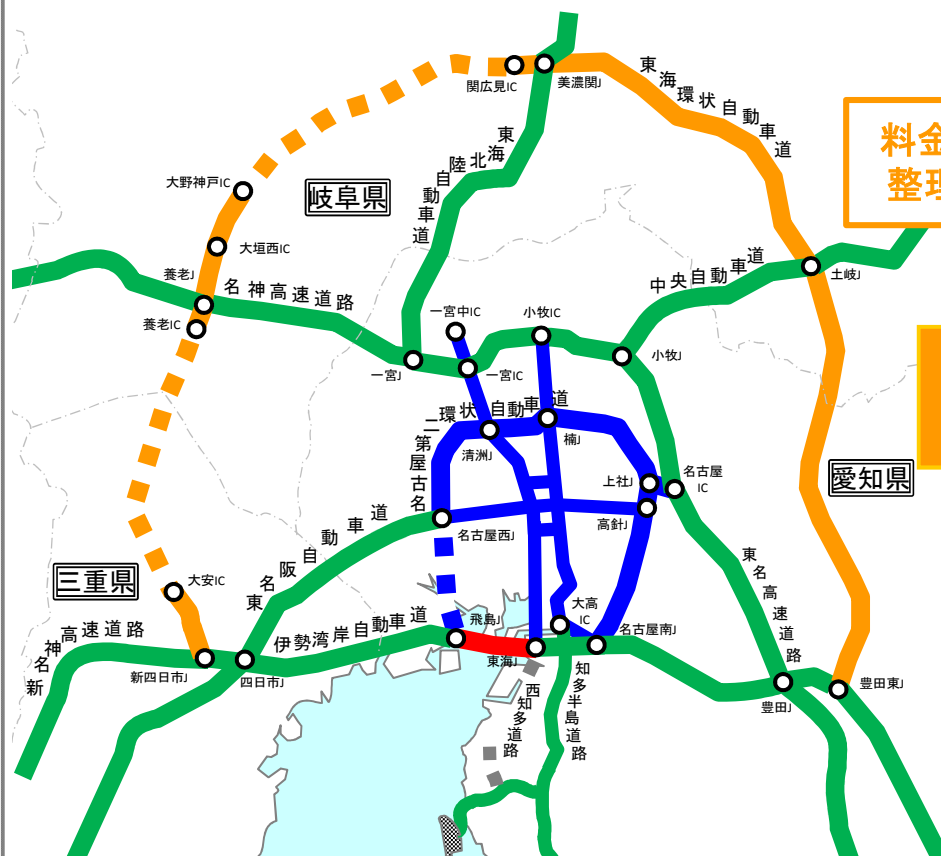
注1) 中央自動車道(小牧東IC)～東海北陸自動車道(岐阜各務原IC)

注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

※東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保を考慮

中京圏内の料金水準の整理・統一

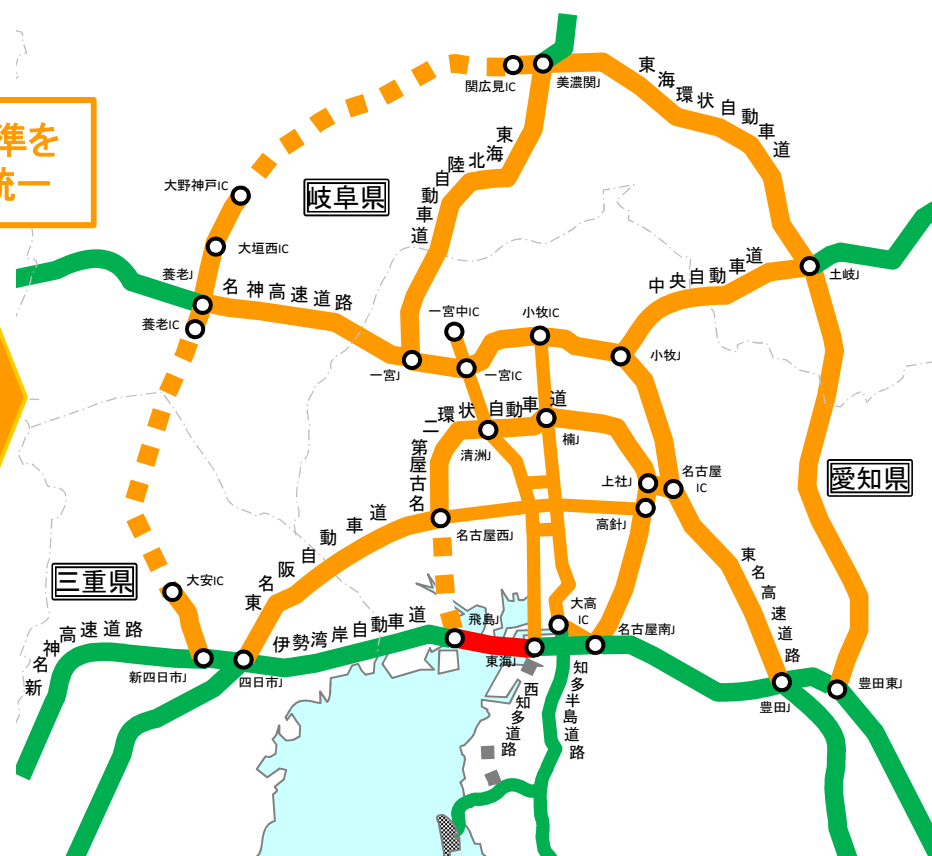
<現状>



- : 高速国道の大都市近郊区間より料率が高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 高速国道の大都市近郊区間より料率が低い
- : 利用距離により料率に変化

注) 点線は整備中区間

<名古屋第二環状自動車道の開通に合わせ>



料金水準を
整理・統一

※東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近及び東名三好付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充に必要な財源確保を考慮

中京圏内の高速道路ネットワーク整備

- NEXCO中日本の路線については、東海環状自動車道の整備の加速化、一宮JCT付近や東名三好付近における渋滞解消のためのネットワークの拡充に必要な財源確保の観点から、東海環状の内側において大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入。
- 名古屋高速については、都心アクセス関連事業や名岐道路の整備に必要な財源確保にあたり、事業主体の責任を明確にした上で税負担も活用しつつ、現行の償還期間を延長。



中京圏の高速道路の車種区分の整理・統一

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	名古屋高速	1.0			2.0	
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75



5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

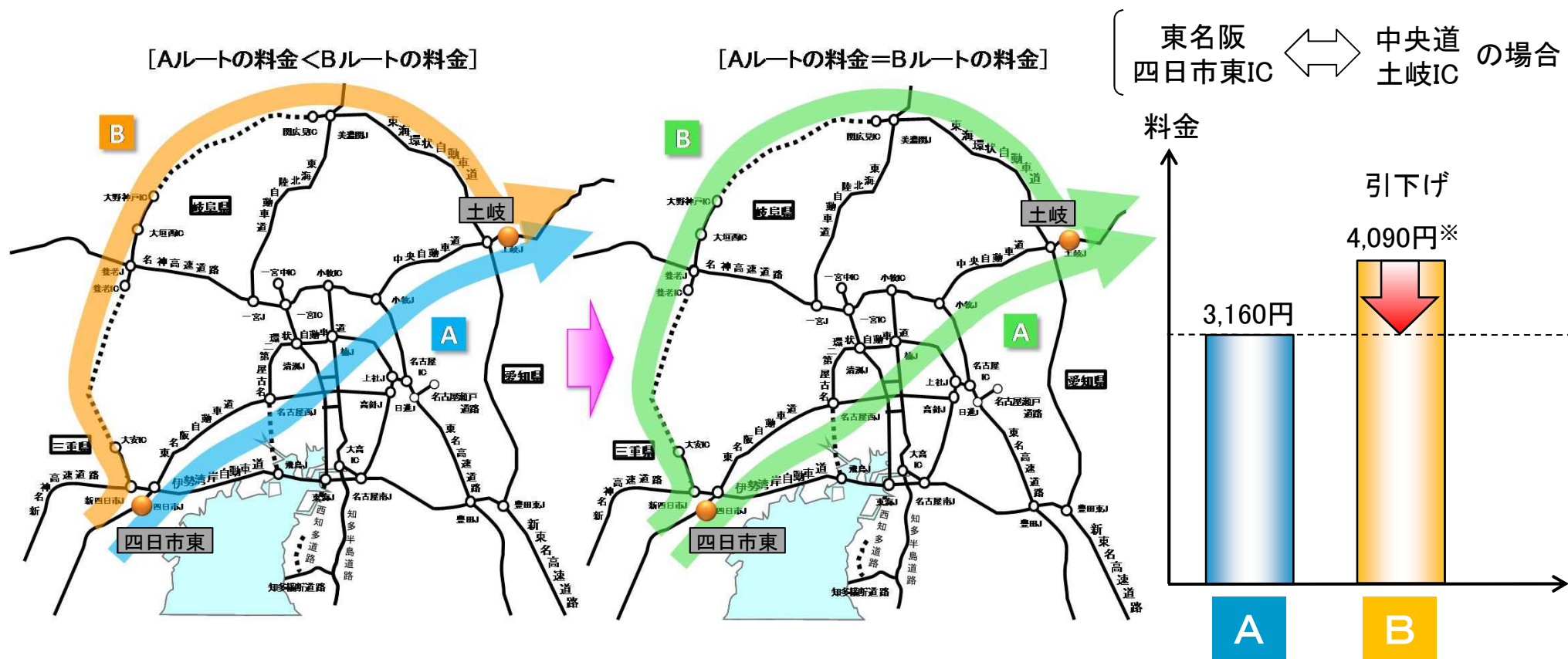
※ 軽自動車等：軽自動車、小型特殊自動車、小型二輪自動車
 普通車：小型自動車、普通乗用自動車等
 中型車：普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）等
 大型車：普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）等
 特大車：普通貨物自動車（4車軸以上）、大型特殊自動車等

起終点を基本とした継ぎ目のない料金(「経路によらない同一料金」導入)

- 東海環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

(東海環状自動車道経由の料金 > 都心部周辺経由の料金 ⇒ 東海環状自動車道経由の料金を引下げ)

(※) 都心部周辺経由の料金の方が高い場合には、都心部周辺経由の料金は引き下げない。



(注) 料金は普通車の場合
※東海環状完成後の相当料金

起終点を基本とした継ぎ目のない料金(「経路によらない同一料金」導入)

- 名古屋第二環状自動車道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

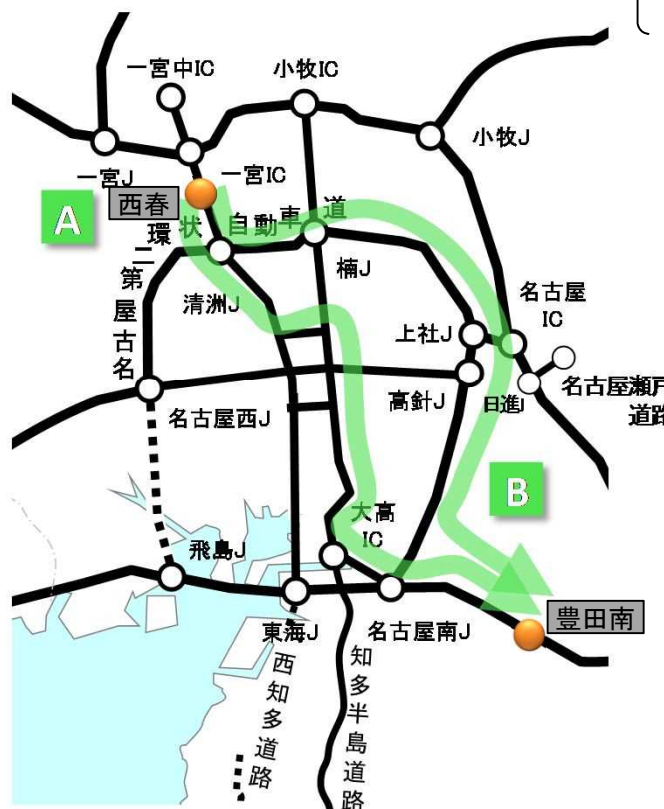
(名古屋第二環状自動車道経由の料金 > 都心部経由の料金 ⇒ 名古屋第二環状自動車道経由の料金を引下げ)

(※) 都心部経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引き下げない。

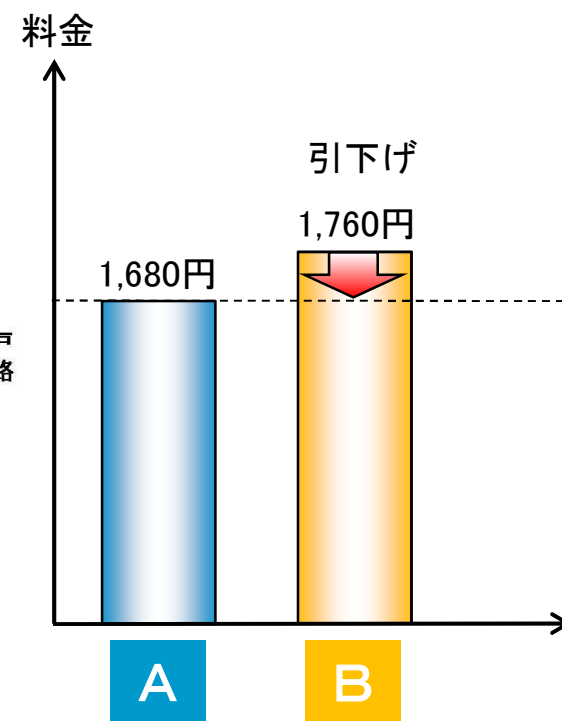
[Aルートが料金がBルートより安い場合]



[Aルートが料金とBルートが等しい場合]



名古屋高速 西春IC ↔ 伊勢湾岸道 豊田南IC の場合



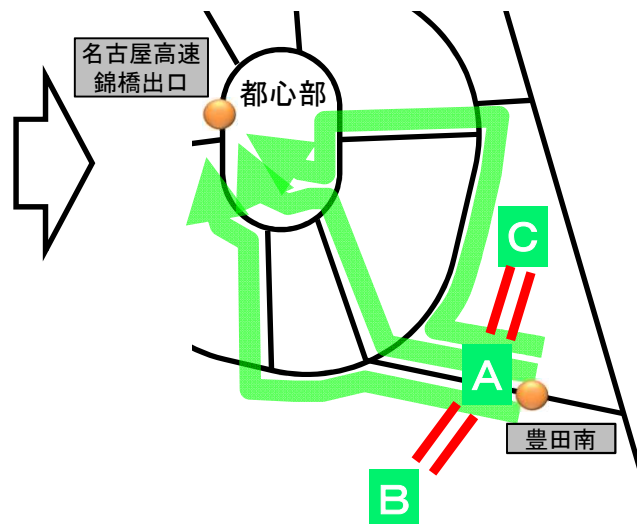
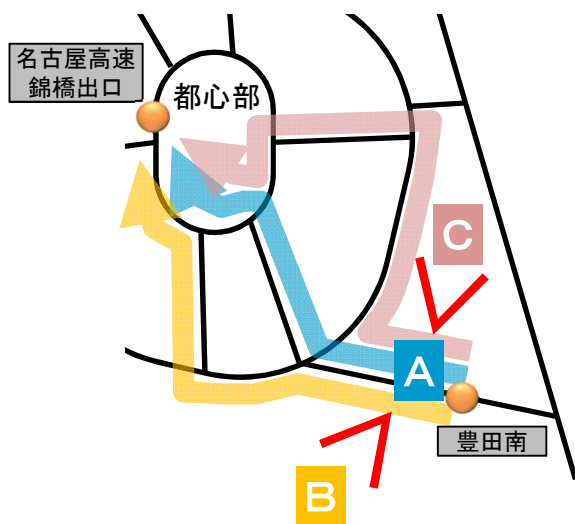
(注) 料金は普通車の場合

都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)

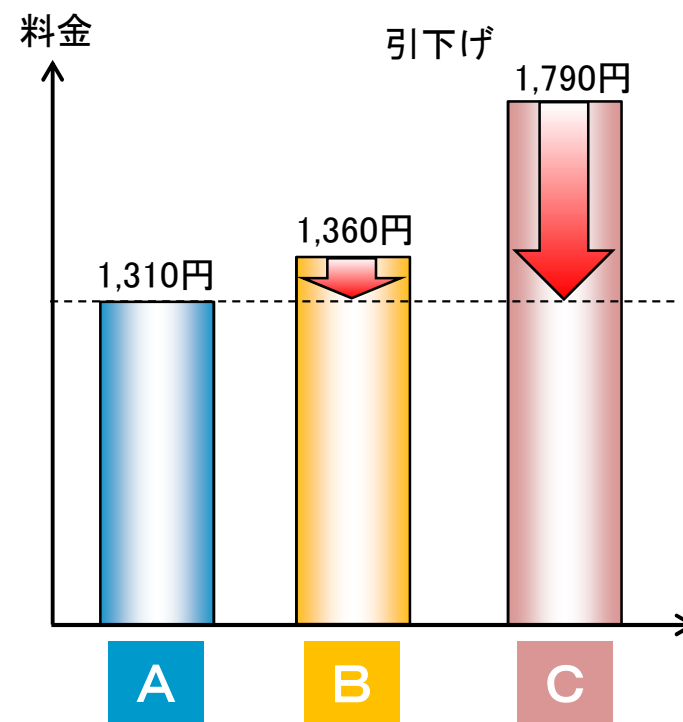
- 都心部の流入交通の経路選択等に偏りが発生し、特定箇所において交通集中が発生。
- 名古屋都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

$$\left[\begin{array}{l} \text{Aルートの} \\ \text{料金} \end{array} < \begin{array}{l} \text{Bルートの} \\ \text{料金} \end{array} < \begin{array}{l} \text{Cルートの} \\ \text{料金} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{Aルートの} \\ \text{料金} \end{array} = \begin{array}{l} \text{Bルートの} \\ \text{料金} \end{array} = \begin{array}{l} \text{Cルートの} \\ \text{料金} \end{array} \right]$$



伊勢湾岸 豊田南IC ↔ 名古屋高速 錦橋出口 の場合



(注) 料金は普通車の場合

中京圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ

令和 2年 2月 5日

新たな料金の具体方針(案)(国)公表

令和 2年 2月 13日

具体案公表・意見募集(高速道路会社、公社)

(現在の段階)

協定の締結
(高速道路会社
・高速道路機構)

事業変更許可申請
(高速道路会社)

↓
大臣許可

変更料金認可申請
(公社)

↓
大臣認可

※名古屋高速道路は
地方自治体(道路管理者)の同意が必要

名古屋第二環状自動車道(名古屋西JCT～
飛島JCT間)の開通に合わせて

新たな高速道路料金の適用

中京圏の新たな高速道路料金の具体案

「中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」(R2.2.5 国土交通省)に基づき作成

(注1)

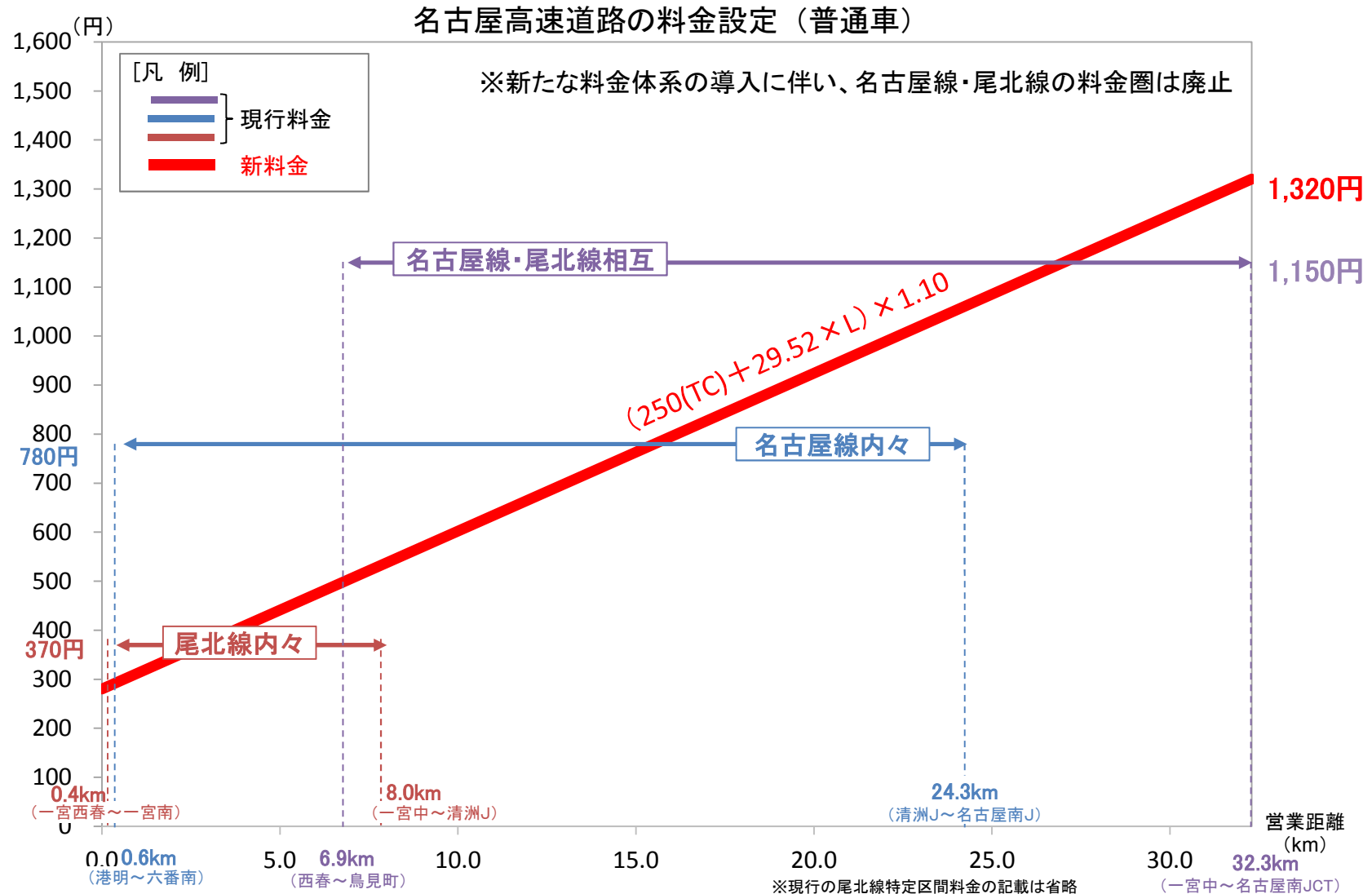
本項目に記載する通行料金については特段の記載のない限り普通車の通行料金(消費税10%)を記載しており、未開通区間の料金については開通後相当の料金を記載している。

(注2)

料金例については、「現行」は現行料金、「新料金(対距離)」のうち、名古屋高速道路は $(250+29.52L) \times 1.10$ 、名古屋第二環状自動車道、東海環状自動車道、東海環状自動車道内側の東名高速道路、名神高速道路、中央道自動車道、東海北陸自動車道、東名阪自動車道は、高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した場合の料金 $(150+29.52L) \times 1.10$ とし、このうち名古屋第二環状自動車道の料金については激変緩和措置を踏まえた料金としている。

名古屋高速道路の料金設定(案)

- 大都市近郊区間の料金水準 (29.52円/km) を基本とする対距離制を導入し、債務の着実な償還、高速道路ネットワーク全体における公平性や、名古屋都心部における交通の定時性の確保等を考慮し、必要な料金 (ターミナルチャージ250円) を設定。車種区分は、5車種区分へ統一。



名古屋高速道路の割引について(案)

○ 物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、現行の名高速ETCコーポレートカード割引を継続するとともに、ETC夜間割引については一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進するという割引の目的を踏まえ、中型車以上に限定した上で継続する。加えて、都心環状線利用者の分散導入を図るため、都心環状割引を新たに導入。

ETC車で利用の場合に適用

① 名高速ETCコーポレートカード割引

- ・現行の割引を継続
- ・車両単位最大18%割引

② ETC夜間割引

- ・中型車以上を対象に、現行の割引を継続
- ・22時～24時の利用で10%割引
- ・0時～6時の利用で20%割引

③ 都心環状割引

- ・放射路線から都心環状線への流出入に対し、都心環状線が一方通行であることによる負担増を避け、都心環状線利用者の分散導入を図るため、放射路線から都心環状線の第③～第④出入口までの料金を第②出入口までの料金と同一とする。



【例】大高から都心環状線出口利用時料金

①東別院出口 (11.7km) 650円	➡	②錦橋出口 (14.8km) 760円	➡	③丸の内出口 (16.3km) 割引前: 800円 割引後: 760円	➡	④東新町出口 (18.2km) 割引前: 870円 割引後: 760円
----------------------------	---	---------------------------	---	--	---	--



- ・③の割引については都心アクセス関連事業の完成時に見直しを検討
- ・現行の「ETC端末特定区間割引」「ETCマイレージサービス」、「ETC日曜・祝日割引」は、新たな料金の導入に伴い終了

名古屋高速道路の料金について(案) (1)

都心環状内々

【東新町^{とうしんちょう}→錦橋(5.8km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	460円
<780円>	<1,010円>

都心環状流入

【楠^{かき}→錦橋(12.4km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	580円※
<780円>	<1,000円>

【高針^{たかばり}→錦橋(12.8km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	690円
<780円>	<1,160円>

【大高^{おおだか}→錦橋(14.8km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	760円
<780円>	<1,300円>

注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
注2) < >内は非ETC車(普通車)
・入口から最長距離の相当額

【東海新宝^{とうかいしんぼう}→錦橋(12.7km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	690円
<780円>	<1,260円>

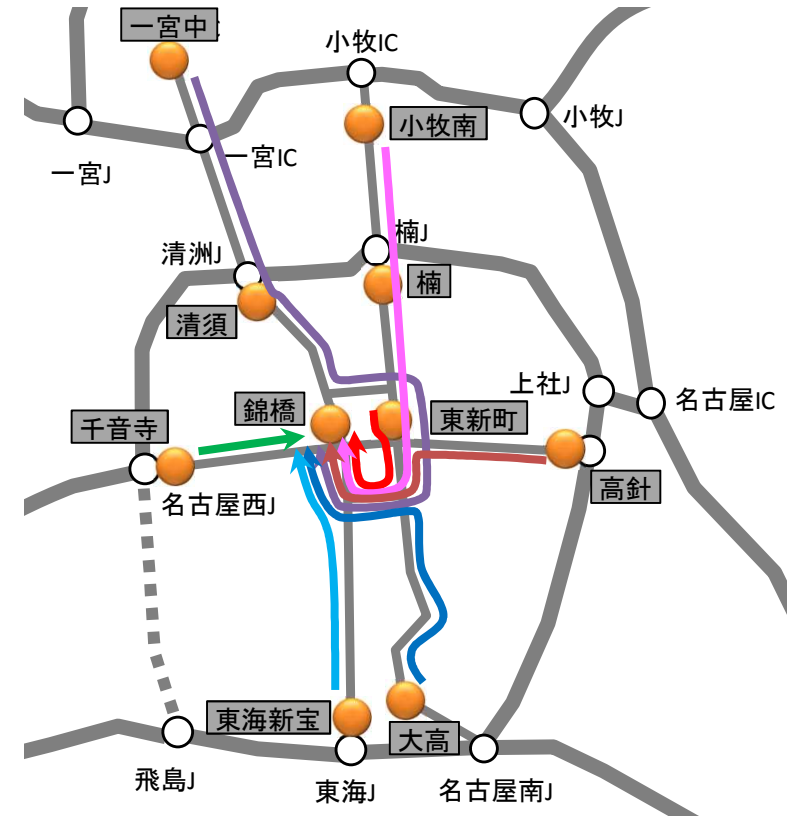
【千音寺^{せんのおんじ}→錦橋(7.1km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	510円
<780円>	<1,120円>

【清須^{きよす}→錦橋(15.9km)】

現 行	新料金 (対距離)
780円	570円※
<780円>	<1,060円>

注3) 新料金は(250+29.52L)×1.1で算定
注4) 延長は営業キロ
※都心環状割引適用時



【小牧南→(楠J経由)→錦橋(17.8km)】

現 行	新料金 (対距離)
1,150円	750円※
<1,150円>	<1,180円>

【一宮中^{きよす}→(清洲J経由)→錦橋(24.4km)】

現 行	新料金 (対距離)
1,150円	840円※
<1,150円>	<1,320円>

名古屋高速道路の料金について(案) (2)

名古屋線

【白川→名古屋西J(7.2km)】

現行	新料金 (対距離)
780円	510円

<780円>

<510円>

【楠→大高(21.0km)】

現行	新料金 (対距離)
780円	960円

<780円>

<1,000円>

尾北線

【小牧北→堀の内(1.3km)】

現行	新料金 (対距離)
370円	320円

<370円>

<1,280円>

【一宮中→清洲J(8.0km)】

現行	新料金 (対距離)
370円	530円

<370円>

<1,320円>

名古屋線・尾北線跨ぎ

【明道町→(清洲J経由)→一宮(12.4km)】

現行	新料金 (対距離)
1,150円	680円

<1,150円>

<730円>

【一宮→(清洲J経由)→大高(28.7km)】

現行	新料金 (対距離)
1,150円	1,210円

<1,150円>

<1,250円>

【豊山南→楠J(0.9km)】

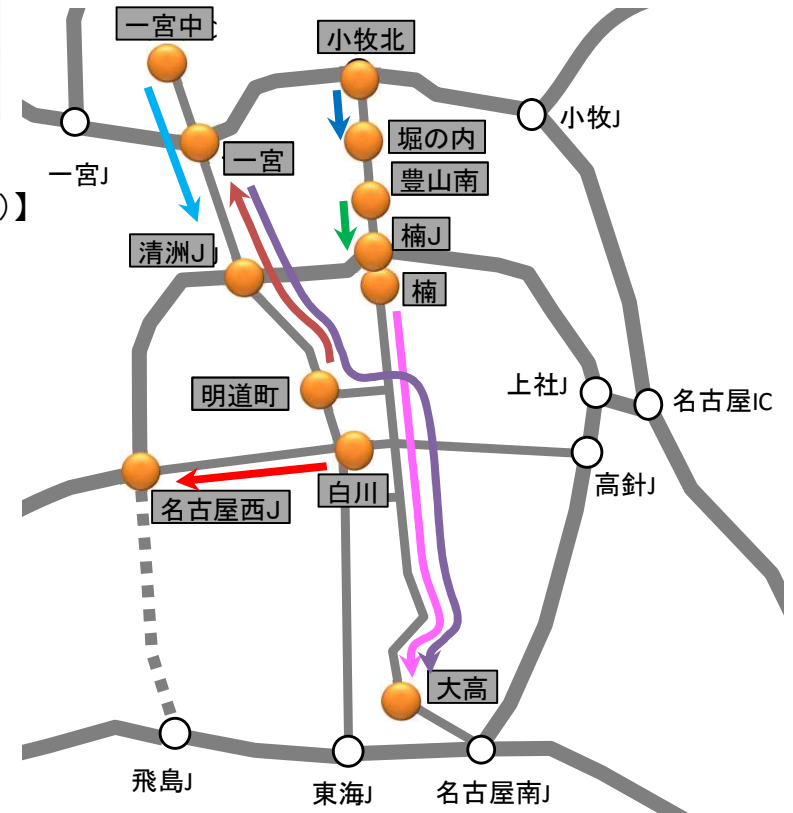
現行	新料金 (対距離)
210円*)	300円

<210円*)>

<1,050円>

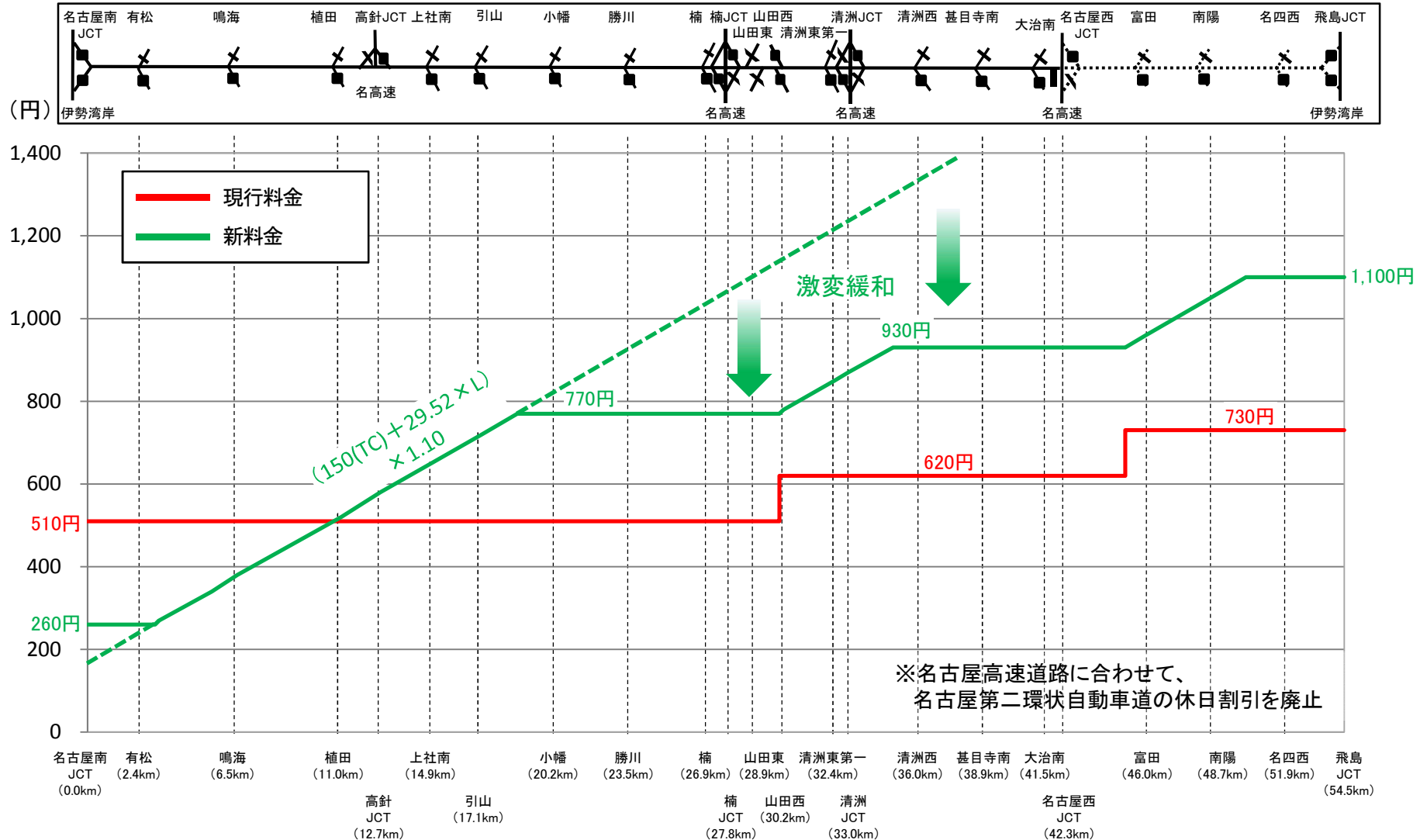
*特定料金区間

注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
 注2) < >内は非ETC車(普通車)
 ・入口から最長距離の相当額
 注3) 新料金は(250+29.52L) × 1.1で算定
 注4) 延長は営業キロ



名古屋第二環状自動車道(名古屋南JCT～飛島JCT)の料金設定(案)

○ [現行料金] 距離別料金制(0～30km:510円、30～45km:620円、45km以上:730円)



※ 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を他の高速道路とは別に設定

名古屋第二環状自動車道(名古屋南JCT～飛島JCT)の料金について(案)

- 料金水準は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とし、対距離料金制に移行。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を他の高速道路とは別に設定。
- 利用距離に応じた上限料金(普通車:1,100円)及び下限料金(普通車:260円)などを激変緩和措置として設定。
- 非ETC車は、名古屋第二環状自動車道の入口から利用できる最大距離の料金を適用。
- 現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引については当面継続し、休日割引は終了。

ありまつ なるみ
【有松→鳴海(3.0km)】

現 行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
510円	260円	260円
<620円>		<1,100円>

うえだ かみやしろ
【植田→(高針J・上社J経由)→楠(14.9km)】

現 行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
510円	650円	650円
<620円>		<930円>

うえだ かみやしろ きよす
【植田→(高針J・上社J・楠J・清洲J経由)→清洲西(24.0km)】

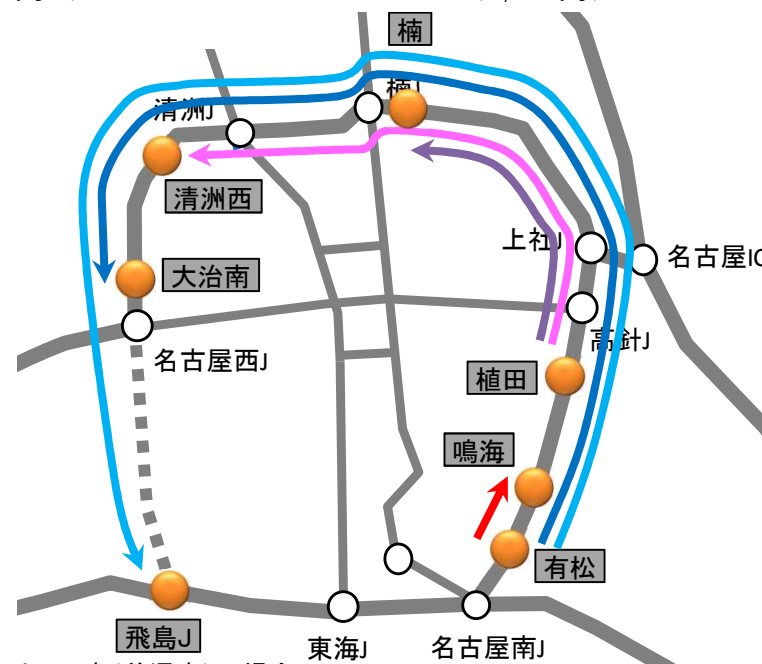
現 行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
510円	940円	770円
<620円>		<930円>

ありまつ かみやしろ きよす おおはるみなみ
【有松→(高針J・上社J・楠J・清洲J経由)→大治南(38.0km)】

現 行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
620円	1,400円	930円
<620円>		<1,100円>

ありまつ かみやしろ きよす とびしま
【有松→(高針J・上社J・楠J・清洲J・名古屋西J経由)→飛島J(51.0km)】

現 行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
730円※	1,820円	1,100円
<730円※>		<1,100円>



注1) 料金はETC車(普通車)の場合

注2) < >内は非ETC車(普通車)

・入口から最長距離の相当額

注3) 新料金(対距離)は(150+29.52L)×1.1で算定

※名二環(名古屋西JCT～飛島JCT)完成後の相当料金

東海環状自動車道内側の東名高速道路・名神高速道路・東名阪自動車道の料金について(案)

- 東海環状自動車道内側の東名高速道路、名神高速道路、東名阪道自動車道の料金水準は、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に統一。
- 現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引及び休日割引については、当面継続。

名神高速道路

【大垣→一宮(19.9km)】

現 行	新料金 (対距離)
700円	810円

【大垣→(名高速一宮経由)→錦橋(42.1km)】

現 行	新料金 (対距離)
1,850円	1,580円※

※名古屋高速都心環狀割引適用時

東名阪自動車道

【桑名^{くわな}→蟹江^{かにえ}(16.2km)】

現 行	⇒	新料金 (対距離)
600円		690円

【桑名^{くわな}→(名高速名古屋西J経由)→錦橋(27.5km)】

現 行	新料金 (対距離)
1,480円	1,330円

東名高速道路

【豊田→春日井(26.8km)】

現 行	新料金 (対距離)
890円	1,040円

【豊田→(名二環名古屋・名高速高針J経由)
→錦橋(31.9km)】

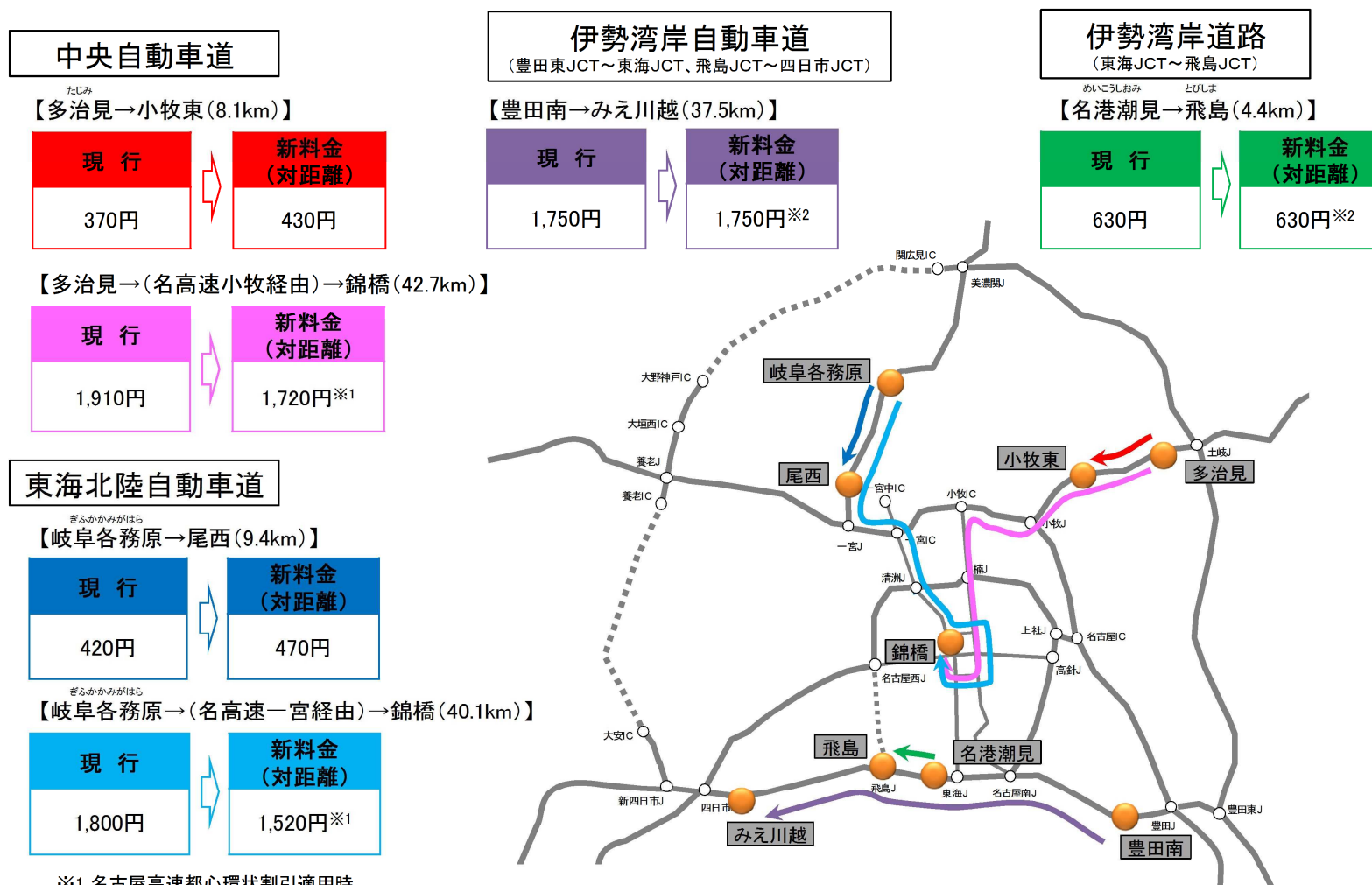
現 行	⇒	新料金 (対距離)
1,850円		1,640円



注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

東海環状自動車道内側の中央自動車道・東海北陸自動車道・伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路の料金について(案)

- 東海環状自動車道内側の中央自動車道、東海北陸自動車道の料金水準は、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に統一。現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引及び休日割引については、当面継続。
- 伊勢湾岸自動車道、伊勢湾岸道路は、現行の料金水準、平日朝夕割引及び休日割引を継続。
- 伊勢湾岸道路は、物流支援の観点から、ETC2.0搭載車を対象とした料金割引(大口・多頻度割引)を導入。



※1 名古屋高速都心環状割引適用時

※2 ETC2.0搭載車を対象とし、伊勢湾岸道路に「大口・多頻度割引」を導入(上記料金は割引未考慮)

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

東海環状自動車道の料金について(案)

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に統一。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)は、接続する他の道路と併せて1回として設定し、東海環状自動車道連続利用割引は終了。
- 現在、地方部区間として適用されている平日朝夕割引および休日割引については、当面継続。
- ETC2.0搭載車を対象として、東海環状自動車道の料金水準を約2割引とする料金割引を導入。

東海環状自動車道

【大垣西→養老(9.1km)】

現行	新料金 (対距離)
340円	460円

【豊田藤岡→(土岐J経由)→可児御嵩(34.9km)】

現行	新料金 (対距離)
1,300円	1,300円

【土岐南多治見→(土岐J・美濃関J)
→関広見(39.0km)】

現行	新料金 (対距離)
1,460円	1,430円

【豊田松平→(土岐J・美濃関J経由)
→関広見(72.5km)】

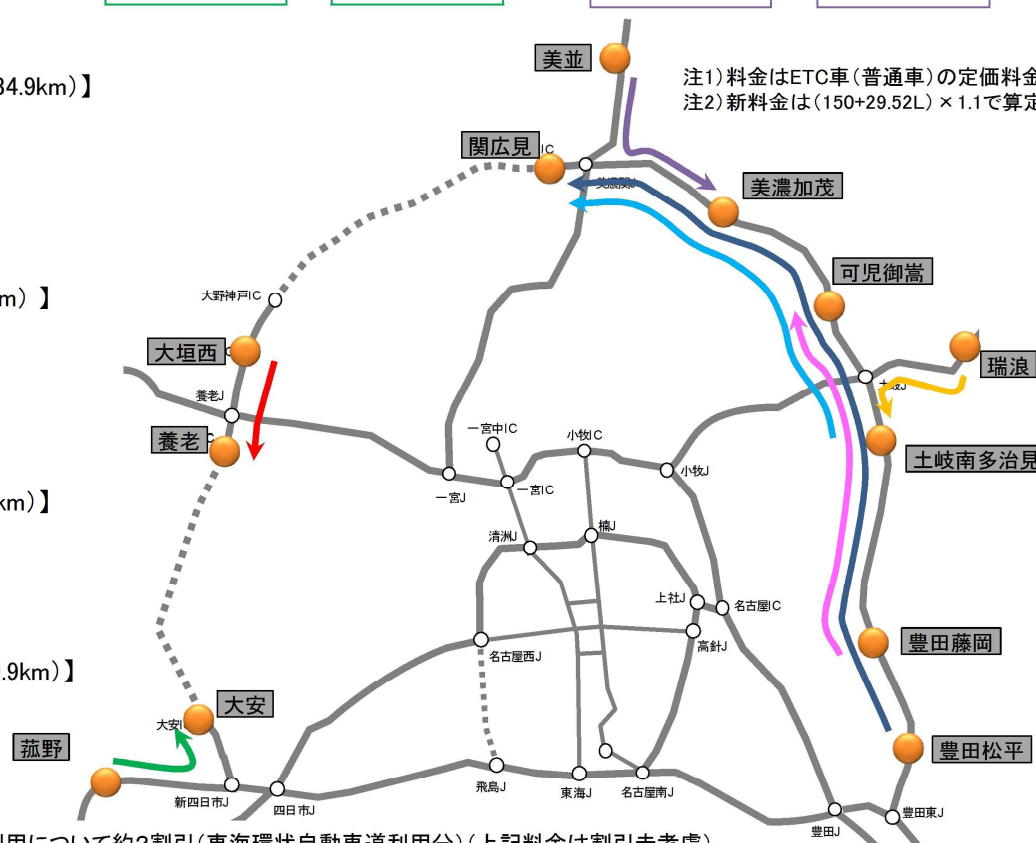
現行	新料金 (対距離)
2,370円	2,520円

【瑞浪→(土岐J経由)→土岐南多治見(9.9km)】

現行	新料金 (対距離)
460円	440円

【菰野→(新四日市J経由)→大安(16.0km)】 【美並→(美濃関J経由)→美濃加茂(31.8km)】

現行	新料金 (対距離)	現行	新料金 (対距離)
690円	640円	1,170円	1,100円



注1) 料金はETC車(普通車)の定価料金
注2) 新料金は(150+29.52L) × 1.1で算定

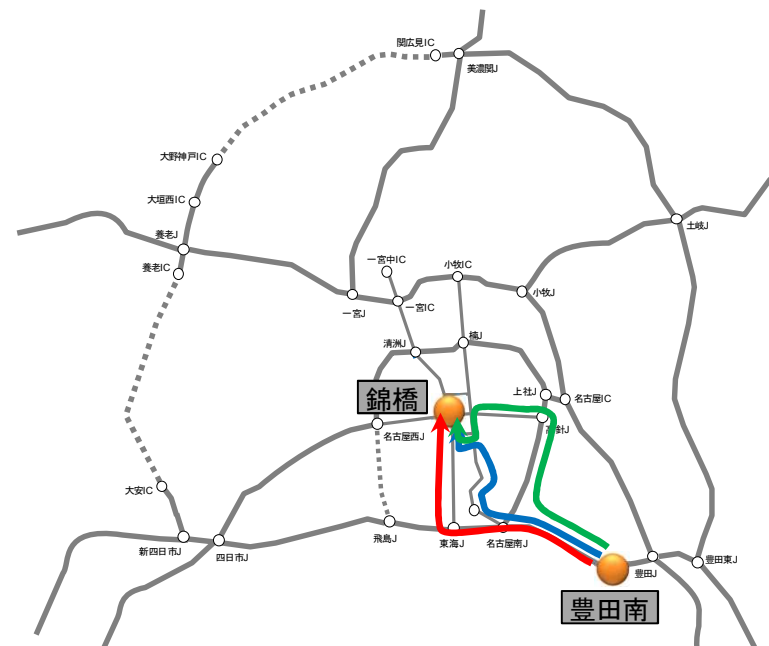
・ETC2.0搭載車を対象とし、東海環状自動車道利用について約2割引(東海環状自動車道利用分)(上記料金は割引未考慮)

都心部への分散流入の料金の具体事例（１）

①伊勢湾岸（豊田南）→名古屋高速（錦橋）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 東海線 (31.4km) 伊勢湾岸道経由	1,430円 ⇒ 1,360円 (▲70円)	1,310円
□ 大高線 (29.1km)	1,290円 ⇒ 1,310円 (+20円)	
ハ 東山線 (38.7km) 名二環経由	1,800円 ⇒ 1,790円 (▲10円)	

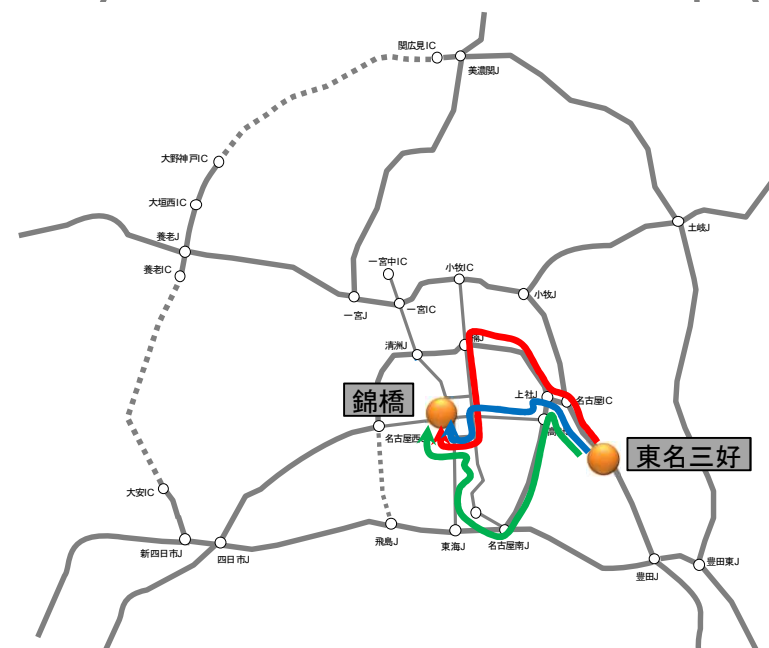
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



②東名高速（東名三好）→名古屋高速（錦橋）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 楠線 (36.5km) 名二環経由	1,720円 ⇒ 1,690円*) *都心環状割引 (▲30円)	1,480円
□ 東山線 (26.9km)	1,720円 ⇒ 1,480円 (▲240円)	
ハ 大高線 (42.6km) 名二環経由	1,720円 ⇒ 1,990円 (+270円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



都心部への分散流入の料金の具体事例（2）

③名古屋高速(西春)→名古屋高速(錦橋)

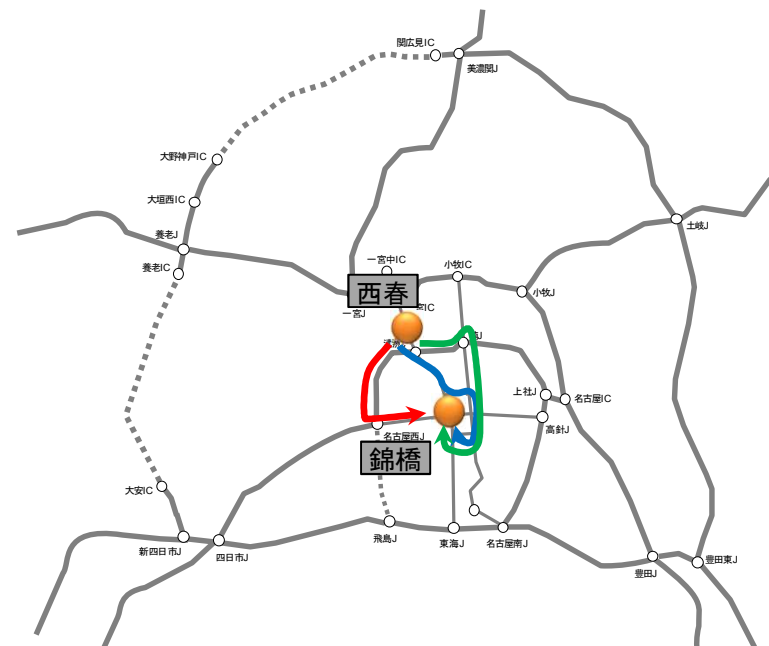
経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 一宮線・万場線 (19.8km) 名二環経由	1,660円 ⇒ 1,360円 (▲300円)	690円
□ 一宮線・清須線 (19.6km)	1,150円 ⇒ 690円*) *都心環状割引 (▲460円)	
ハ 一宮線・楠線 (21.4km) 名二環経由	1,660円 ⇒ 1,310円*) *都心環状割引 (▲350円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

④名古屋高速(小牧南)→名古屋高速(錦橋)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 小牧線・清須線 (26.4km) 名二環経由	1,660円 ⇒ 1,340円*) *都心環状割引 (▲320円)	750円
□ 小牧線・楠線 (17.8km)	1,150円 ⇒ 750円*) *都心環状割引 (▲400円)	
ハ 小牧線・東山線 (33.0km) 名二環経由	1,660円 ⇒ 1,790円 (+130円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

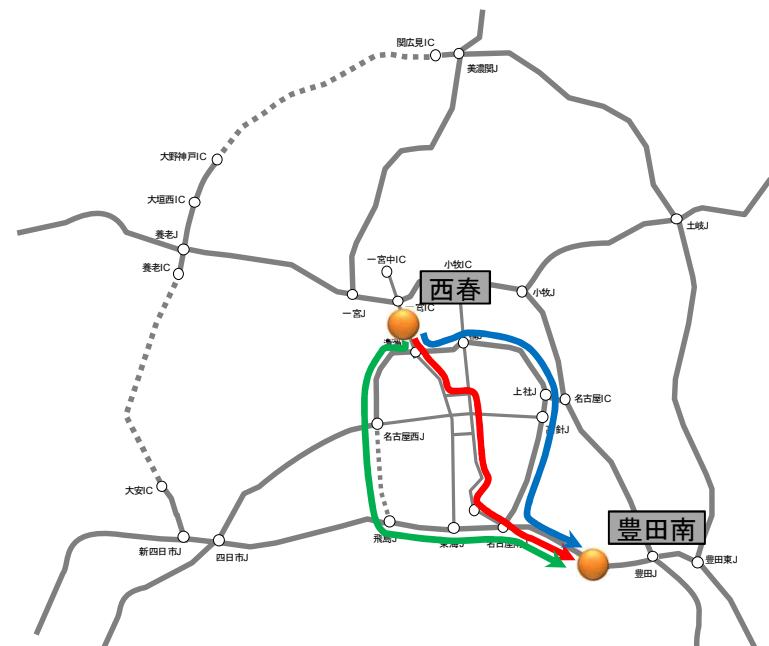


名古屋第二環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（１）

⑤名古屋高速（西春）→（清洲J経由）→伊勢湾岸（豊田南）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
🔴 都心経由 (40.4km)	1,660円 ⇒ 1,680円 (+20円)	
🔵 名二環迂回 (49.1km)	1,500円 ⇒ 1,760円 (+260円)	
🟢 伊勢湾 ・名二環迂回 (48.8km)	2,270円 ⇒ 2,540円 (+270円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑥名古屋高速（豊山南）→（楠J経由）→伊勢湾岸（豊田南）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
🔴 都心経由 (36.8km)	1,500円*) ⇒ 1,560円 *特定料金区間 (+60円)	
🔵 名二環迂回 (41.6km)	1,230円*) ⇒ 1,580円 *特定料金区間 (+350円)	
🟢 伊勢湾 ・名二環迂回 (51.7km)	2,110円*) ⇒ 2,460円 *特定料金区間 (+350円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



名古屋第二環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（2）

⑦名古屋高速(豊山南)→(楠J経由)→東名阪道(蟹江)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 都心経由 (22.4km)	1,260円*) ⇒ 1,170円 *特定料金区間 (▲90円)	1,170円
□ 名二環経由 (19.1km)	990円*) ⇒ 1,230円 *特定料金区間 (+240円)	

注) 料金はETC車(普通車)の場合



⑧名古屋高速(豊山南)→(伊勢湾経由)→伊勢湾岸(湾岸長島)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 都心経由 (38.5km)	2,140円*) ⇒ 2,180円 *特定料金区間 (+40円)	2,180円
□ 伊勢湾 ・名二環迂回 (49.0km)	2,010円*) ⇒ 2,360円 *特定料金区間 (+350円)	
ハ 伊勢湾 ・名二環経由 (36.7km)	1,130円*) ⇒ 1,480円 *特定料金区間 (+350円)	都心経由に比べ割安 据え置き 1,480円

注) 料金はETC車(普通車)の場合

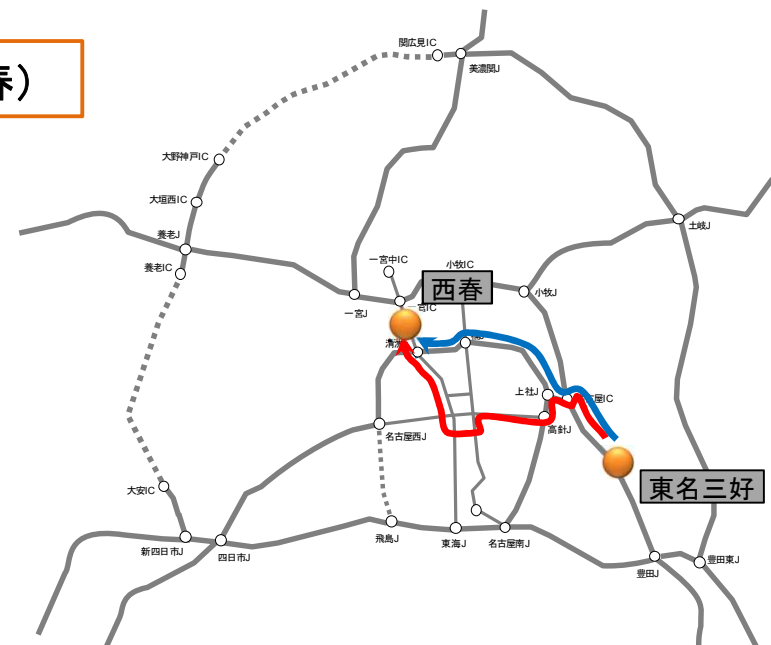


名古屋第二環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（3）

⑨東名高速（東名三好）→（清洲J経由）→名古屋高速（西春）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 都心経由 (37.0km)	2,090円 ⇒ 1,810円 (▲280円)	1,810円
ロ 名二環経由 (31.9km)	1,310円 ⇒ 1,630円 (+320円)	都心経由に比べ割安 据え置き 1,630円

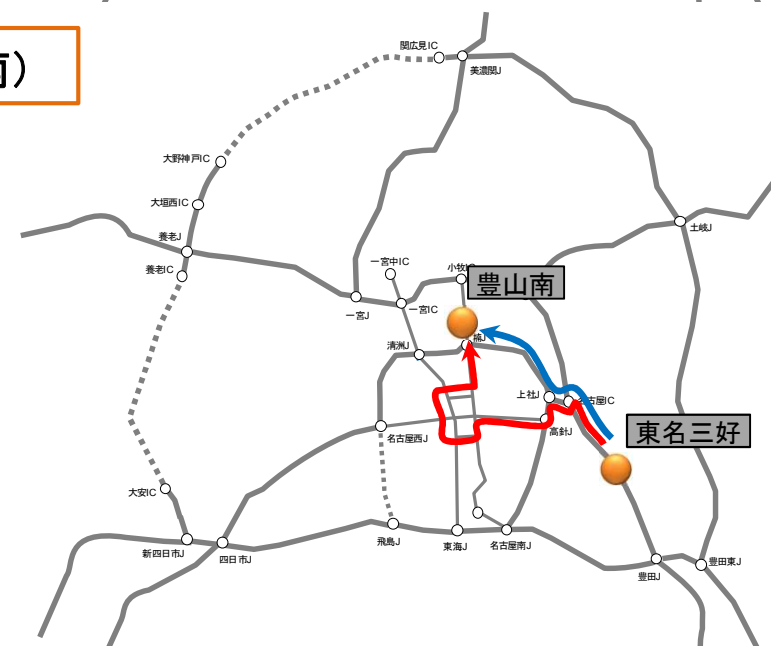
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑩東名高速（東名三好）→（楠J経由）→名古屋高速（豊山南）

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 都心経由 (33.4km)	1,930円*) ⇒ 1,690円 *特定料金区間 (▲240円)	1,690円
ロ 名二環経由 (24.4km)	1,150円*) ⇒ 1,390円 *特定料金区間 (+240円)	都心経由に比べ割安 据え置き 1,390円

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

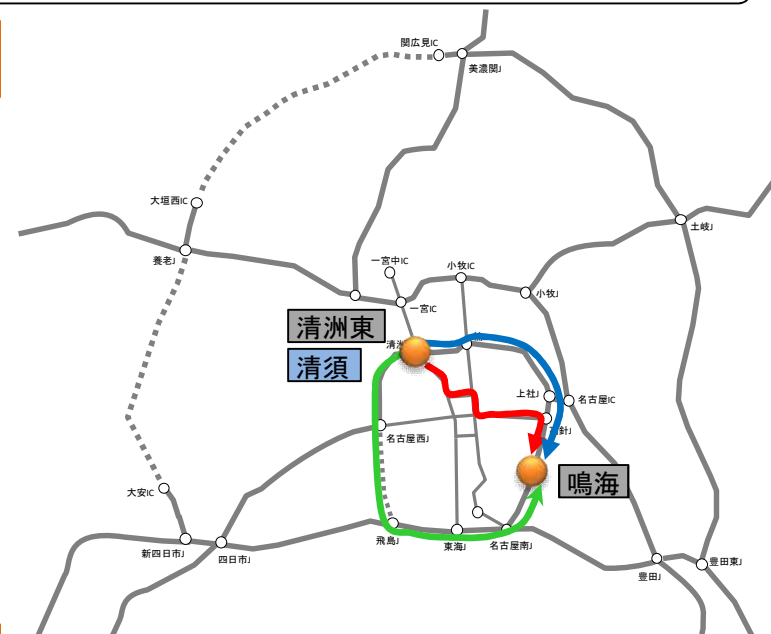


名古屋第二環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（４）

⑪ 名二環(清洲東)・名高速(清須)⇒名二環(鳴海)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 名高速・名二環 (23.7km)	1,290円 ⇒ 1,240円 (▲50円)	1,240円
□ 名二環 (24.8km)	510円 ⇒ 770円 (+260円)	770円
ハ 名二環・伊勢湾岸 (39.2km)	2,060円 ⇒ 2,190円 (+130円)	1,240円

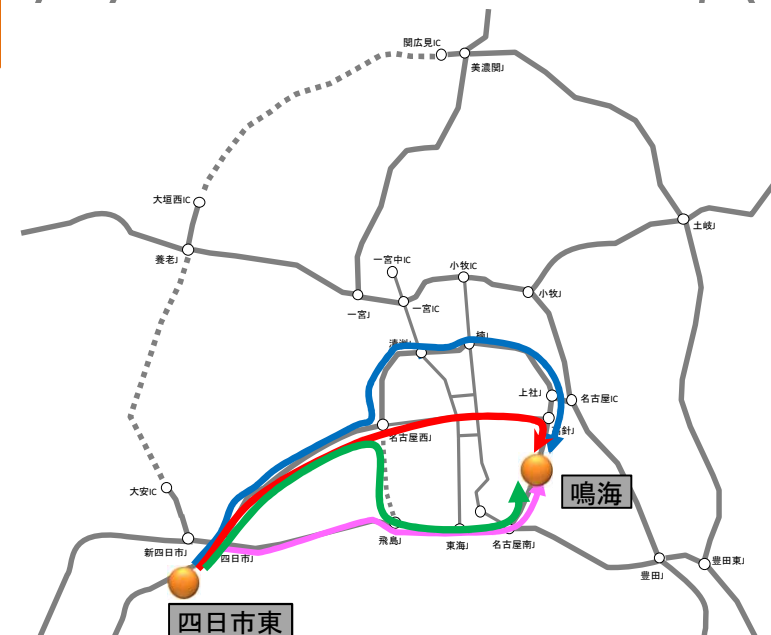
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑫ 東名阪道(四日市東)⇒名二環(鳴海)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 東名阪・名高速 (47.8km)	2,150円 ⇒ 2,140円 (▲10円)	2,140円
□ 東名阪・名二環・ 伊勢湾岸・名二環 (55.7km)	2,920円 ⇒ 2,970円 (+50円)	2,140円
ハ 東名阪・名二環 (北) (60.5km)	1,480円 ⇒ 1,910円 (+430円)	都心経由に比べ割安 据え置き 1,910円
ニ 東名阪・伊勢湾・ 名二環(東南部) (39.8km)	2,150円 ⇒ 2,020円 (▲130円)	2,020円

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



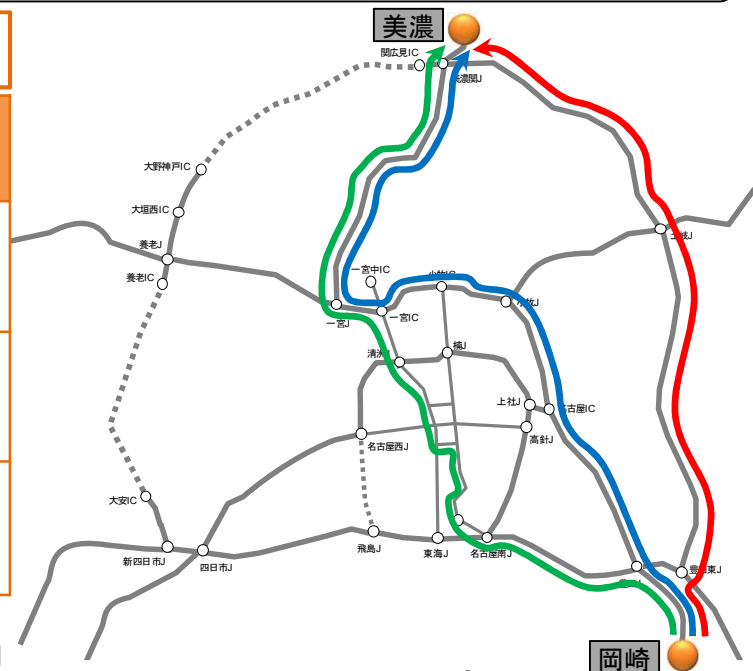
東海環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（１）

⑬東名高速(岡崎)→東海北陸道(美濃)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 東海環状 (90.0km)	3,020円 ⇒ 3,000円 (同一発着2,830円) (▲20円)	東海環状内側に比べ割安 据え置き 3,000円
□ 東海環状内側 対距離 (98.6km)	2,830円 ⇒ 3,300円 (+470円)	3,300円※
ハ 東海環状内側 名高速 (98.3km)	3,330円 ⇒ 3,620円 (+290円)	3,620円

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

※経路別の課金が可能となる料金システムを導入するまでの間は3,000円



⑭東名高速(岡崎)→名神高速(関ヶ原)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
イ 東海環状 (143.9km)	4,480円 ⇒ 4,700円 (同一発着2,760円) (+220円)	3,160円
□ 東海環状内側 対距離 (96.0km)	2,760円 ⇒ 3,160円 (+400円)	3,160円
ハ 東海環状内側 名高速 (95.7km)	3,260円 ⇒ 3,480円 (+220円)	3,480円

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金

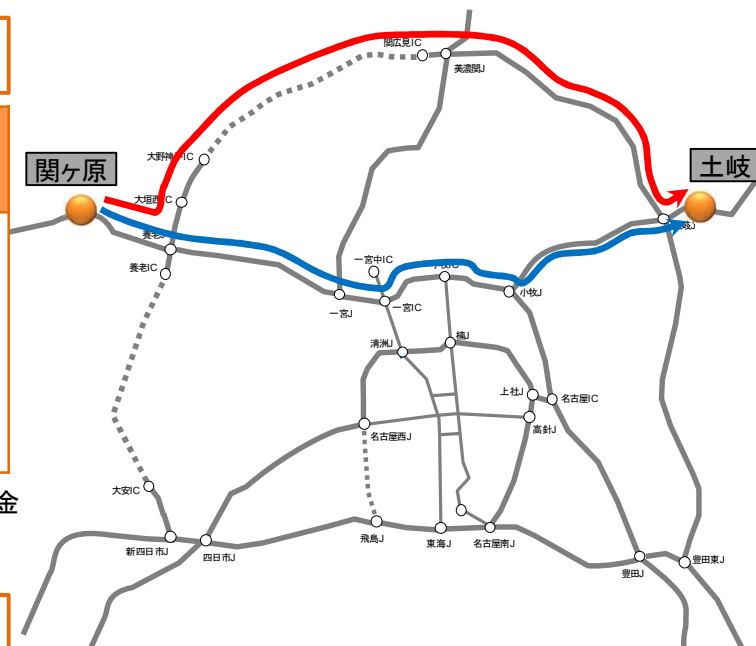


東海環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（2）

⑮名神高速(関ヶ原)→中央道(土岐)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
🔴 東海環状 (90.9km)	3,040円 ⇒ 3,040円 (同一発着2,160円) (±0円)	2,480円
🔵 東海環状内側 対距離 (73.6km)	2,160円 ⇒ 2,480円 (+320円)	

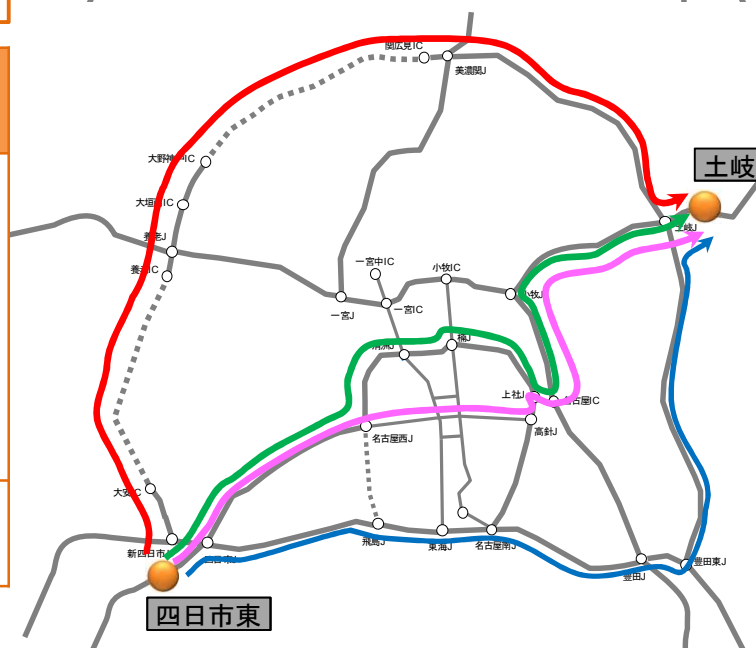
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑯東名阪道(四日市東)→中央道(土岐)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
🔴 東海環状 (122.3km)	3,890円 ⇒ 4,090円 (同一発着3,760円) (+200円)	3,160円
🔵 東海環状 ・伊勢湾岸 (101.1km)	3,890円 ⇒ 3,690円 (同一発着3,760円) (▲200円)	
🟢 東海環状内側 名二環 (92.4km)	2,570円 ⇒ 3,160円 (+590円)	3,510円
🟡 東海環状内側 名高速 (85.1km)	3,350円 ⇒ 3,510円 (+160円)	

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



東海環状自動車道の利用が不利にならない料金の具体事例（３）

⑰東海北陸道(美濃)→東名阪道(四日市東)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
 東海環状 (87.9km)	2,960円 ⇒ 2,980円 (+20円)	東海環状内側に比べ割安 据え置き 2,980円
 東海環状 ・伊勢湾岸 (133.1km)	4,760円 ⇒ 4,740円 (同一発着2,960円) (▲20円)	3,280円
 東海環状内側 名高速・名二環 (77.9km)	2,910円 ⇒ 3,280円 (+370円)	

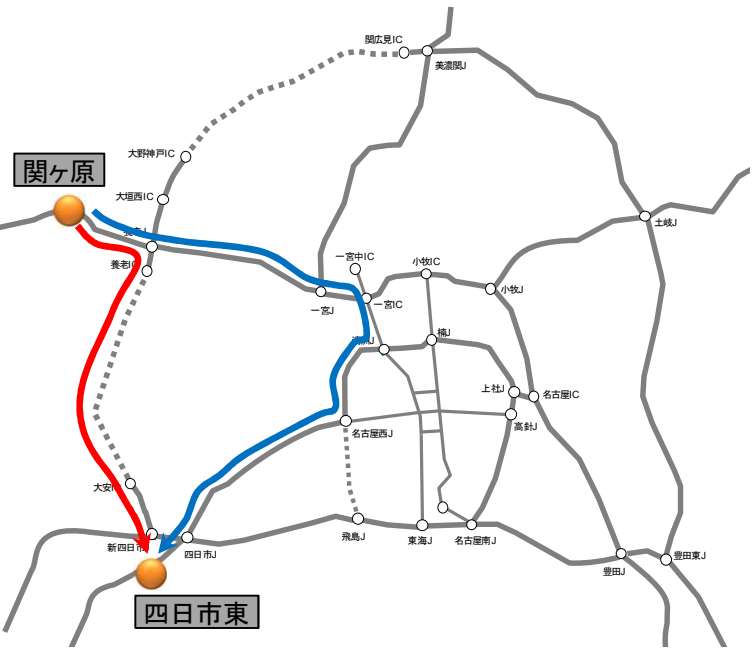
注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



⑱名神高速(関ヶ原)→東名阪道(四日市東)

経路選択	現行 ⇒ 新料金	経路によらない 同一料金
 東海環状 (53.4km)	1,970円 ⇒ 1,800円 (▲170円)	東海環状内側に比べ割安 据え置き 1,800円
 東海環状内側 名高速・名二環 (75.3km)	2,840円 ⇒ 3,140円 (+300円)	3,140円

注) 料金はETC車(普通車)の定価料金



伊勢湾岸道路(東海JCT～飛島JCT)の割引について(大口・多頻度割引)(案)

○伊勢湾岸道路(東海JCT～飛島JCT)は、新東名高速道路・新名神高速道路と一体となって物流の重要なネットワークを構成していることから、物流支援の観点から、ETC2.0搭載車を対象とした料金割引(大口・多頻度割引)を導入。

・割引対象

ETCコーポレートカードを利用して伊勢湾岸道路(東海JCT～飛島JCT)を通行する全車種(ETC2.0搭載車)

・割引率

多頻度割引(車両単位割引)

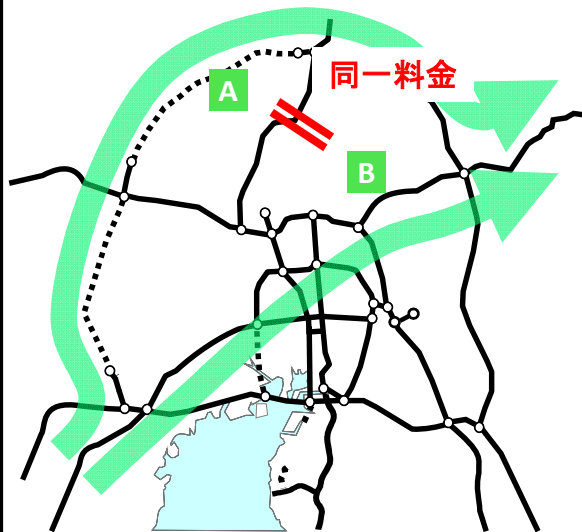
月間利用額(車両単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～20,000円以下の部分	6.9%(11.9%)
20,000円を超える部分	13.8%(18.8%)

※()内は名古屋高速都心環状線を通行しない場合の割引率

(参考) 戦略的な料金体系(イメージ)

【名二環の開通に合わせ】

- 発地と着地が同一ならば、
いかなる経路を選択しても
料金を等しくする



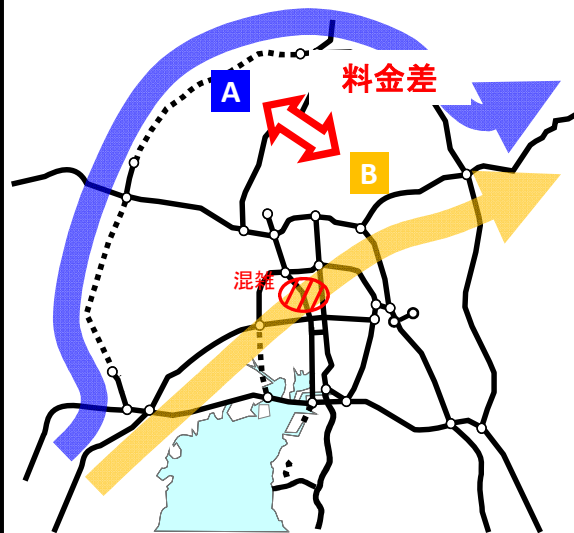
[Aルート料金=Bルート料金]
(※) 都心部経由の料金の方が
高い場合には、都心部経由
の料金は引き下げない

影響を検証した上で



【その後】

- 混雑している経路からの
転換を促進するため、
経路側の料金に一定の
差を設ける



[Aルート料金<Bルート料金]

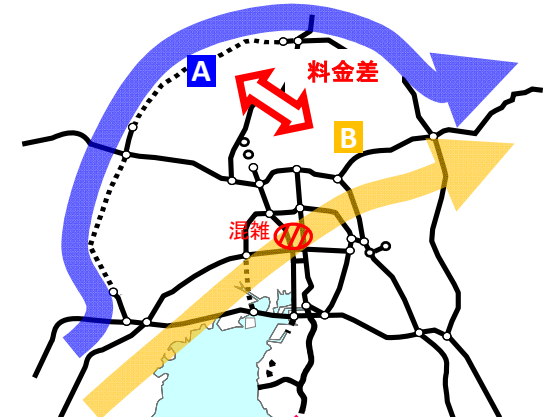


【将来】

- 混雑状況に応じた機動的な料金
の実現

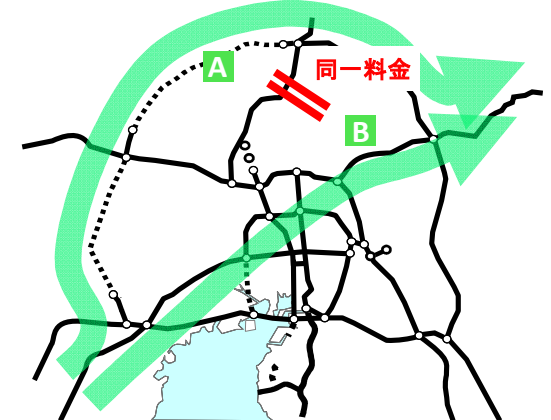
【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



混雑状況に
応じて切替

<他の時間帯>



(参考) 現金車対策

○現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取組みなど必要な対策を実施。

【例】

・ETC2.0車載器助成

ETC2.0車載器の購入に当たり、助成を実施します。

(想定している助成規模)

10,000円／台×50,000台

※実際の助成額等の詳細については今後調整



・ETCパーソナルカードのさらなる周知

クレジットカードをお持ちでないお客さまにもETCをご利用いただける、ETCパーソナルカードについて、さらなる周知に努めます。

<https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/service/personalcard.html>

・新たな料金体系、ETC料金割引制度のさらなる広報の充実

新たな料金体系、ETC料金割引制度等について、SA・PA及び料金所における各種媒体等を活用した更なる広報を充実します。